

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和元年5月24日(金) 14:00~15:30

2. 開催場所 市役所4階 会議室S5・6

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、浦安手をつなぐ親の会(副会長)、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ
浦安市聴覚障害者協会、NPO法人フレンズ、社会福祉法人なゆた、社会福祉法人敬心福祉会
社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人サンワーク、NPO法人タオ
NPO法人千楽、社会福祉法人佑啓会、株式会社オリエンタルランド、千葉県立市川特別支援学校
福祉部(部長)、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

- (1) 平成31年度・令和2年度浦安市自立支援協議会について
- (2) 浦安市地域生活支援拠点及び(仮称)東野地区複合福祉施設について
- (3) 基幹相談支援センター平成31年度事業計画について

5. 資料

議題(1)資料1 令和元年度・令和2年度 浦安市自立支援協議会の組織と運用

議題(2)資料1 (仮称)東野地区複合福祉施設の概要

議題(2)資料2 浦安市における地域生活支援拠点の検討状況

議題(2)資料3 (仮称)東野地区複合福祉施設関連各事業における利用者募集等に係るスケジュール/
(仮称)東野地区複合福祉施設における各福祉サービスのご利用について

議題(3)資料1 令和元年度 基幹相談支援センター事業計画

参考資料 自立支援協議会スケジュール

6. 議事

事務局：これより第1回自立支援協議会を始めさせていただきます。

先ほど、市長より委嘱状を交付させていただきました。任期は令和3年3月31日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

会議を開催する前に、会議の進め方について確認させていただきたい事項がございます。自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報にかかわる発言等につきましては十分にご配慮をお願いいたします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は挙手いただき、会長の「〇〇委員、お願いします」の発言の後に、団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくさるようお願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。

本日使用する資料は、事前にお送りした議題（1）資料1令和元年度・令和2年度浦安市自立支援協議会について、議題（3）資料1基幹相談支援センター事業計画、それから、当日配付の東野地区複合福祉施設に関する資料が3種類ございます。お手元にない場合は、事務局までお知らせください。

また、本日は資料上平成31年度とされておるところでございますが、事務処理上、令和元年度とすることが正確とのことでした。本日以降の会議では令和元年度と表記をさせていただきたいと思っております。ご了承いただきますようお願いいたします。

また、傍聴人の方につきましては、本日の会議資料をお持ち帰りいただく際には、会議終了後に10階の情報公開室でコピーの代金を実費でいただいて、お渡しする手続がありますので、事務局までお申しつけください。

今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。

それでは、議事進行を務めさせていただきます。

気温も30度の声を聞くようになりまして、皆さん本当にお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また今期も会長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入っていきます。

本日の議題は3件、まず議題1平成31年度・令和2年度浦安市自立支援協議会について、事務局よりお願いします。

事務局：議題1について説明いたします。パワーポイントを使わせていただきますので、会長、副会長、ご移

動をお願いいたします。

本日の会議から、新しいメンバーで2年間が始まるということで、議題1では、改めて浦安市自立支援協議会について説明します。

昨年度の第5回、第6回ときには、この自立支援協議会をより活性化していくという目標のもと、協議会のあり方について、事務局から変更案を提示し、それについて委員の皆様で議論をしていただきました。本日お手元に先に送付してあります資料は、その変更点を反映させていますが、昨年度までとの変更点を中心に説明をしたいと思いますので、正面のパワーポイントにご注目をいただければと思います。

まず、自立支援協議会の役割について改めて確認をしておきたいと思います。

この自立支援協議会は、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障害者総合支援法で設置が規定されております。地域における障がい者等への支援に関する課題について情報を共有し、関係機関の連絡を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。これが、本協議会の目的となります。

図示してございますが、自立支援協議会の下に権利擁護部会、こども部会、相談支援部会、地域生活支援部会、本人部会の5部会が設置されています。

それぞれの部会が取り上げる課題については、送付した資料にお示ししてあるとおりでありますが、自立支援協議会の委員は、本人部会以外のいずれかの部会に所属して、部会のリーダー、サブリーダー等を務めていただくことになります。

これは、矢印で示しておりますように、協議会本会と部会との間に相互作用を起こすような仕組みでこのような組織になっています。協議会は部会に意見を聞く事項や、次の議題について確認したり、各部会へ課題を分配して議論をしてもらおうということを行い、一方、各部会では、地域の課題を掘り起こすような議論を行って、協議会へ報告・提案をしていく。そして、それをまた協議会本会から部会にフィードバックして、さらに部会はそこで議論を行ってという、連動して動いていくのだということを図っております。

しかしながら、昨年度の話し合いを通じて、なかなかこうした連動が生み出されていないという現状があることについて、共有をさせていただいたかと思えます。

そこで、昨年度の振り返りですが、こうした問題を解決して、自立支援協議会をより活性化していこうということで、事務局から幾つか変更案を提示させていただき、第5回、第6回の会議で議論をしていただいたところです。

その目的ですが、協議会と部会の連動を深め、障がいのある方の地域での生活を支える仕組みとなる地域生活支援拠点、これは多機能拠点、面的整備、両方を含むわけですが、こうした地域生活支援拠点を機能させるエンジンとして、協議会と部会の議論を活性化していくことを目的としています。

こちらも振り返りになりますが課題の整理です。協議会本会の課題として、部会活動報告が主な内容になっていて、形式的になってしまっているのではないかと。その要因としては、情報が共有化されにく

いことや、部会横断的な議題設定ができていないのではないかとということ。また、部会についても、公開で行われているなどの理由で、自由な議論には及んでおらず、結果として地域課題の掘り起こしができずに、協議会本会への議題提出につながっていない。課題について本質的に議論するというよりは、形式的な会議になってしまっているのではないかとということを申し上げました。

次のスライドは、昨年までの協議会の年間スケジュールをお示ししています。自立支援協議会全体として、4月と議会月を除く7カ月の間に、協議会本会と部会を合わせて26回の会議を開催しております。見ていただくとわかるように、正直、部会ごとの連動をとるのに手いっぱい、協議会と部会の連動にまでは結びついていないのではないかと現状をお示しました。

これが昨年度までの状況です。これを、このような流れにしたいと示したのが次のスライドです。

部会から協議会本会への報告、あるいは本会から部会への議題の分配など、先ほどお示した両者間の矢印が循環していくように、促していきたいということです。そのために、通年の協議会6回のうち2回は、必要に応じて特定のテーマを設定して協議会を開催する。自由にプロジェクト会議等を開催することで、より議論を活性化し、本会と部会だけではなく、部会間の連動も高めていきたいということです。

議題の提起、議論、報告、フィードバック、あるいは協議会と部会の連動やプロジェクト会議等による部会間の連動を引き起こすのに必要なこととして、情報の共有、そして自由に議論できる環境が必要であると考えて、幾つかの変更を提案させていただいたところです。

次のスライドには、昨年度までと、提案を受けて議論していただいて、その後、今年度からはこのような形でやってみようという、昨年度と今年度の変更点についてまとめてございます。

上から説明しますと、会議回数については、年6回で変わりませんが、6回のうち2回は特定のテーマを設定して、必要に応じて開催し、議論を重ねていく。これによって、形式的な会議に陥るのを防いでいこうということです。

次に、会長の位置づけですが、これまでは委員としていずれかの部会に所属するというようになっておりましたが、今年度からは、会長は特定の部会には所属せず、全体的な議論の整理や議題の総合調整を行っていただくことで、部会横断的な議題の設定を目指すものです。

次に、本会と部会の連動、会議の公開、議事録の公開、3つ合わせて説明いたします。これまでは、会議は協議会本会も部会も原則公開、ただし、個人情報に触れる場合は非公開としていました。また、議事録も、本会も部会も公開で行った会議については全文公開ということにしておりました。こうした状況の中で、本会と部会の連動については、リーダー、サブリーダーによる本会での部会報告と全文公開となっている議事録による情報共有で連動を高めようとしてきたところです。これを、今年度からどのように変えようかというところですが、会議の公開については、本会はこれまでと変わりませんが、部会は原則公開としつつも、個人情報を扱う場合及びその可能性のある場合は非公開として、より具体的な地域の課題を議論していく環境としていく。また、議事録の公開についても、本会はこれまで同様全文公開としますが、部会については議事要旨のみの公開とすることで、各部会での議論の内容が協議

会委員や部会員、あるいは一般の市民の方に向けてもわかりやすく提示することで、情報の共有を図っていかうという、そういったことを意図しております。

さらに、本会と部会の連動についても、部会報告を事前に総合調整役である会長に書面で報告する。その際に、部会での議論を単なる報告ということではなく、審議事項と報告事項に分けて報告し、協議会本会に上げていく議題を明確にしていくことを今年度はやっけていかうと思っています。

そうした部会報告によって、協議会本会での議題設定や総合調整に活用していかうことで、連動を高めていかうとするものです。

この書面での部会報告は、事務局が行うこととなりますが、各部会のリーダー、サブリーダーにおかれましては、部会進行の際に、協議会で審議すべき審議事項と報告事項を整理しながら、会議をつかさどっていただくことになろうかと思ひます。

以上が、昨年までとの変更点です。繰り返しになりますが、目的としては、協議会本会と部会の連動を高めて、協議会全体の議論を活性化していかうこと、それは浦安市全体が障がいのある方、その地域生活を支えるまちになっていくために、自立支援協議会が、障がいのある方を支えていく仕組みとしての地域生活支援拠点を機能させるエンジンとなっていくことです。より具体的に申しますと、各部会で地域の実態に即した課題を抽出し、それを協議会へ上げていく。そこで議論が行われてまたフィードバックを繰り返す。その過程において、浦安の課題がより明確になって、共有されていきます。

そして、その課題について、浦安市がどのように対応していかうのかということ、この協議会で話し合い、その過程において、参加している各機関の連携が強化されるようになる。自立支援協議会がそういう場となっていくことが必要なのではないかと。そして、参加している委員の方が、それぞれの所属に戻って、それをまた伝達して広げていかうという、浦安市全体への広がりを実現するためであると考えています。

以上が、昨年度の第5回、第6回で議論していただいた内容と変更点となります。事前にお配りした資料には、こうした変更点を反映させて、協議会全体についての説明の資料としています。変更点に関しては、下線を引いておりますので、必要に応じて確認をしていただければと思ひます。

協議会についての説明は以上ですが、資料の最後には、参考として浦安市の障がいのある方についての状況を載せています。毎年おつけしているものですので、確認していただければと思ひます。

説明は以上となります。

会長：ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問、ございましたらお願いいたします。

ここは昨年度、皆さんでオーソライズした部分かとも思ひますので、同じ内容の説明だったと思ひておりますので、よろしゅうございますか。

では、説明については、ご了承いただいたものということでございます。

続けて、次の議題にまいります。

議題2 浦安市地域生活支援拠点及び仮称東野地区複合福祉施設について、事務局より説明をお願いし

ます。

事務局：本日お配りした資料に基づき、議題2について説明いたします。

本日お配りした資料、3点あるかと思えます。資料1、資料2、資料3と付番しておりますが、資料2から説明したほうがわかりやすいかと思えますので、資料2に基づいて簡単に説明させていただきます。なお、資料2は浦安市における地域生活支援拠点の検討状況という資料になりますが、お手元の資料でも、前のスクリーンのパワーポイント中も同じ内容になりますので、見やすいほうをご参照いただければと思います。

また、地域生活支援拠点については、昨年度までの自立支援協議会並びに各部会においても非常に議題に上げていただきまして、いろいろと議論を重ねていただいた内容になります。したがって、既にご承知おきいただいております委員の皆様も多いかと思えますが、新しく今期より委員になられた方、それから、おさらいという意味も含めて、時間の許す限り、簡単ですが説明したいと思います。

地域生活支援拠点は、国で既に来年度、令和2年度末までに整備しなさいとなっているものですが、この地域生活支援拠点と言われるものの機能ですね、幾つかある中で、目の前ですと青くなっているものに5点ございます。

機能として、まず1相談、2緊急時の受け入れ・対応、3体験の機会・場、4専門的人材の確保・養成、5地域の体制づくり、この5点を幹として、地域の実情に応じて整備してということが求められているところです。

浦安市においては、地域生活支援拠点を現在東野地区におきまして整備を行っております。ちょうど先週の土曜日、18日に、総合福祉センターで住民説明会を開催しました。多くの方にご来場いただきまして、関心が非常に高いと改めて私どもも感じたところです。現在まだ工事を行っているところで、建物が建っていない状況ですので、イメージしづらいところですが、建物が2棟、建築工事を行っています。大まかに、通所棟と言われるものと居住棟と言われるもの、この2つを合わせて、この上にございます複合福祉施設という呼称で呼んでおります。

通所棟は、後ほど説明しますが、既に総合福祉センターで事業を開始しているものが移転してくるものも含めて4階建て、居住棟というのは、今年度新しく障がい者の方のグループホーム、短期入所事業所等を含めた3階建てという形で整備を進めているところです。

また、多機能拠点と言われる部分、地域生活支援拠点の機能の一部を集約した部分になりますが、ちょうど居住棟の1階から3階、グループホーム、短期入所部分を指すという形になります。グループホーム、短期入所事業のところを含めて多機能拠点と呼んでおります。

字が小さくて見づらいところもあるかと思えますが、地域生活支援拠点を整備するに当たって、多機能拠点整備という方法と、面的整備という方法がございます。浦安市においては、両方のいいところ、メリットを活用して、あわせて併用整備型という形で整備を行っております。

浦安市が目指す地域生活支援拠点の概要ですが、多機能拠点整備の上から2つ目の列、現在も行っております緊急時支援事業の対象の方を少し拡充して、24時間365日体制で実施します。また、ショート

ステイには、緊急用の居室を1室確保して、お助けショートステイという形で実施します。

また、グループホームについては、実際グループホームがどういうところなのか、聞いたことはあるけれども、まだよくわからないという方のために、まずは体験していただいて、グループホームを实际肌で感じていただいて、入居を検討しようという場として、体験用の居室を用意しています。

それから、多機能拠点については、基幹相談支援センターと連携を図りながら、さまざまな事情を抱える方に対する相談、介入、課題解消まで切れ目のない支援を実施するという形を進めることにしています。

また、緊急時支援事業ですが、対象者の拡充ということで、現在は身体障がいの方、知的障がいの方、いずれも18歳以上の方を対象にしておりますが、地域生活支援拠点が開設した後は、学齢期の方、つまり小学校から高校に行っている方についても、療育手帳かまたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障がいのあるお子さんをお持ちの親御さんに対する支援ということで、対象を広げて実施する予定で考えております。

先ほど申し上げた短期入所、お助けショートステイと呼んでおりますが、緊急という形の要件になりますが、これはさまざまな緊急要件が想定されます。ご家族自身がぐあいが悪くなって入院しなければいけない、冠婚葬祭が発生した、いろんな事象が当然想定されますが、あくまでご家族やご本人が緊急と捉えるものについてお受けするという形で現在考えております。

また、いろんな方、できるだけ多くの方に使っていただければということを考えていますので、原則3泊の利用を上限という形で考えていますが、中には、例えば遠方に保護者の方の親御さんがいらっしゃる、その方にご不幸があった場合で、どうしても3泊では厳しいということでしたら、そこは柔軟に対応していきたいと考えています。

それから、体験の場、専門的人材の確保・養成というところですが、今回運営の法人となる社会福祉法人佑啓会、強度行動障がい、自閉症者に関するノウハウ、実績を非常にお持ちの法人でいらっしゃいます。したがって、拠点がちょうどその専門的人材の確保・養成という場として機能すること、非常に期待しているところです。

こちらは、拠点ができた後のイメージとして考えておりますが、真ん中にあるとおり、この多機能拠点ができれば終わりということではなくて、現在運営している基幹相談支援センターと連携を図り、こちらの円にあるとおり、さまざまな福祉サービスの事業所、それから相談支援の事業所を含めて、みんな連携してやっていこうということが最終的な狙いになっております。

最後に、今後の課題・方針というところですね。まだまだ面的整備といいましても、サービスの事業所、受け入れ先が充足しているわけではありません。まだまだ不足はございます。また、医療的ケアに対応できる短期入所、それからグループホームといったところの整備はこれからの課題として続いていくのかなど。特に看護師であるとか、医療的ケアを必要とする人に対して支援ができる専門職人材の不足というのは、浦安市も全国的な課題と同様、課題として認識されているところです。

あとは、今後、拠点が整備された後、より一層、事業者間の連携というのが求められてくることであ

りますので、整備・運営開始後、市内事業所をどういう形で連携を図っていくのか、そのあたりがこれからもまだまだ整理していく課題かと考えております。

次に、資料1、A4の表裏になります。

先ほど簡単に説明しましたが、現在整備中の東野地区複合福祉施設の概要です。

1番で細かく書かせていただいておりますが、今回整備している施設の概要ですが、わかりやすいのは下半分でしょうか。現在、旧第2福祉作業所で運営を行っているソーシャルサポートセンター、それから総合福祉センターの2階に配置されている身体障がい者福祉センター、それから社会福祉協議会で運営しています地域福祉センター、こちらが新しく移転で移ってきます。それから、新たに地域活動支援センターI型というのを現在、事業所を公募しております。障がいのある方が通所する多機能事業所として、生活介護・就労継続のB型、それからグループホーム、短期入所といった事業所を現在整備しております。詳しくは、資料を時間のあるときにごらんいただければと思います。

続いて資料3、現在整備しているスケジュール、それから、サービスに関する連絡先、窓口等をお示ししているものになります。先ほど説明した住民説明会でお配りしたものと全く同じものです。

両面刷りの表にあるスケジュールは、現在こういった状況で工事が進捗しているということになっております。ただ、地盤の改良等を進めている中で、若干工事の遅れが出るのかなというところも危惧されておまして、もし開設が遅れるといった場合には、また個別にご利用者、申請されてご相談されている方にアナウンスを図っていきたいと考えております。

なお、裏面は、先ほど申し上げた各サービスの利用の申し込み時期と申し込み先が明示されているものになっております。

また、先日の5月18日に行った住民説明会で幾つか質疑をいただいたんですが、代表的な例をご紹介します。

まず、幾つか質問いただいた中で関心があったところは、グループホームの職員の配置の体制、特に看護師、医療職系の専門職の方の配置がありますかというところでした。障がい者のグループホームについては、日中就労している方や、それから福祉サービスの事業所に通われている方もいらっしゃいますので、基本的に支援員という方は日中にはいない場合がございます。あとは、看護師、例えば入居される方の医療依存度がどのレベルなのかといったところがありますので、ここは運営する法人さんでまた個別に検討していただくという形になります。

また、今回整備しているグループホームについては、地域通過型ということで、1年更新という形でご案内をしております。このあたりで、例えば1年たったら出なきゃいけないのか、長期の入居はできないんですかというご質問をいただいたんですが、この1年更新ということは、1年ごとにその方の生活スキルであるとか、例えばこちらのグループホームを出て、ほかの社会事業、例えばアパートでひとり暮らしをするであるとか、ほかのグループホームであるとか、そういった手だてをできるのかというところを1年に1回お互いに検証していきましょうということになります。

したがって、まだグループホームでの生活が適切だという方の場合は、引き続き更新をして長期

の入居ということも当然あり得るのかなということ考えております。

また、グループホームの体験利用についてもご質問をいただきまして、いつから体験利用できるか、申し込みはいつからかということでしたが、体験利用については、開設後いつでもご相談をお受けできますという形でお答えをしています。

それから、現在サービスを使われている方で、拠点の相談で、個別に話を聞いていただけるんですかというお問い合わせがあったんですが、それは全然問題ありませんと、運営法人からもアドバイスいただいたのは、かえって計画相談の方と拠点でもいろいろ相談を受けることで、いろんなことがかかわって、多角的に物事が見えるのではないかというお話も頂戴しています。

それから、イメージということで、実際のでき上がったものとは変わってくるかと思うんですが、具体的にどういったものができ上がるのかというのが見えるといいなということで、イメージ図をご用意しました。手前が南側の国道357号線になります。ちょうど357号線の南側に配置された部分が3階建ての居住棟、それから北側の部分が4階建ての通所棟になります。

次、お願いします。

これが、ざっとですが、通所棟の外観のイメージになります。

お願いします。

これは、通所棟の1階から2階にかけてが吹き抜けになっておりますので、その簡単なイメージになります。

お願いします。

これは、1階の身体障がい者福祉センターにある機能訓練室の様子になります。

お願いします。

これは、2階の生活介護及び就労継続支援B型事業所へ配置される作業訓練室になります。

これは、3階ですね。地域活動支援センターI型が配置されますが、そのラウンジのイメージになります。

4階、こちらはソーシャルサポートセンターが移転してまいりますが、そのイメージ図の一つになります。

こちらは、グループホーム、短期入所支援事業所、あと1階にはお子さんのショートステイ、トワイライトステイといったものが入りますが、その居住棟と呼ばれる3階建ての外観図になります。こちらは、お子さんのショートステイ、トワイライトステイという、お子さんのお預かりするプレイルームの絵になります。

こちらはお風呂ですね。グループホーム、短期入所のお風呂の絵になります。

こちらは2階、3階、同じつくりになりますが、皆さんが集うリビングダイニングの場所になります。

これは2階、3階やはり同じ、居室によって若干広さが違うお部屋がありますが、居室、お部屋のイメージ図になります。

以上ですね。ありがとうございます。

では、以上になりますが、議題2、説明させていただきました。

会長：ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明についてのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

私から質問ですが、浴室の内観パースの絵があったんですが、すごい階段になっていたりするんですが、グループホームに関しては結構重度な方も入居される、あるいは緊急ショートでも例えば重身のような方々も想定されるとすると、お風呂はあれで大丈夫なのかと思ったんですが、いかがでしょうか。

事務局：確かにいろんな身体のお持ちの方、介護必要な方いらっしゃるかと思います。介護について、職員さんが介護ということも想定されるプラス、重度の身体障がいをお持ちの方については、機械浴槽の設置を進める予定で検討しております。

以上になります。

会長：それは別に浴室があるということですね。

事務局：はい、そうなります。

会長：ありがとうございました。

そのほか、質問など。

社会福祉法人敬心福祉会、お願いします。

社会福祉法人敬心福祉会：緊急ショートについてお聞きしたいのですが、医療的ケアの対応をできるショートとかグループホームの整備が今後望まれるということですが、さっきグループホームについては入居者の方の必要度によって体制をどうするかというのを考えていくというお話だったと思うんですが、緊急ショートについては、入居者が決まっているわけではなくて、そのたびに緊急で使いたいというような方が来て、その中に医療的ケアの必要な方というのも結構出てくるのかなと思ってまして、私の知っているケースでも、医療的にケアが必要なのでショートが使えないという方が何人かいらっしゃって、医療的ケアというのも結構幅が広いかなと。例えば、服薬とかインスリンとか、たん吸引とかもあるのかもしれませんが、そういった幅も含めて考えながら、どのくらい緊急ショートで医療的ケアという部分について何らかの対応をしようかと考えているか、お考えがあれば知りたいなと思います。

会長：よろしくをお願いします。

事務局：詳細についてはまた運営法人と当然調整させていただいて、佑啓会の人員体制、あろうかと思います。基本的には、いわゆる医ケアと言われる介護職員が研修を受けて実施できるもの、口腔内の喀痰吸引であるとか胃ろうの処置、このあたりは研修を受けている介護職員さんがいればお受けができるかなと思います。あと、社会福祉法人敬心福祉会からご質問あった例えばインスリンであるとか、呼吸器疾患による管理とか、本当に主治医の指示書が必要な方の場合というのは、その受け入れについては非常に配慮が必要かなと思いますので、ケース・バイ・ケースになろうかと思います。なるべく受け入れられる範囲で取り組もうとは私どもも考えておりますので、そこは運営していただく佑啓会と調整しながら進めていきたいと考えております。

事務局：補足をさせていただきますと、既存の一時ケアセンターでも医ケアの受け入れということで、今、事

務局からの話にもありましたケース・バイ・ケースということでございますので、実際にはご相談をいただいてからの対応にならざるを得ないのかなということが大半かと思うんですが、一体どこまでできるのかということ、ガイドラインを設けて、多機能拠点の話というのは32年度以降の話ですが、それに先駆けて、既存の一時ケアセンターでもある程度医ケアの対応を今後どういうふうに浦安市として考えていくか、検討が始まっているところですので、つけ加えさせていただきます。

会長：ありがとうございました。

特に医療的ケアを要するお子さんのショートステイの受け入れ方というのは本当に難しいと思います。先ほど喀痰吸引の研修を受けた介護職員さんがいらっしゃればという話もあったんですが、なれていればいいですが、初めてお預かりするお子さんの吸引がヘルパーさんでできるかということ、難しいという現実もあります。なので、医療がどうしても必要なケースも出てくると。1つは、ショートステイですので、例えばですが、その利用者さんが利用されている訪問看護があるのであれば、そこを医療連携体制加算をとって入れていくとか、そういった仕組み上、制度としては使えるんだろうなとは思っておりますが、訪問看護師さんがそれで受けてくれるかどうかという問題はあるんですが、いずれにしても、ベストを尽くすとしたらどういう案があるか、みんなで知恵を出し合っていかなきゃいけないところだなと思います。

あと、緊急ショート、いくら緊急といっても、初めてというところって難しいんだろうなと思っていて、緊急はしょうがないんですが、初めましてにならないように、緊急の可能性のあるご家庭がここを使う可能性があるのであれば、例えば日中活動に参加するとか、初めましてにならない工夫というものあわせて必要なのかなと、話を聞きながら思っておりました。

そのほかございますでしょうか。

副会長。

浦安手をつなぐ親の会：去年までの自立支援協議会で、区分4以上の人のグループホームを増やしてほしいということをお願いして、3分の1以上という言葉が入ったことで、いいかなとは思ったんですが、今度は1年ごとの更新ということが18日の説明会で言われたんですね。たしか去年までの自立支援協議会では、区分4以下は期限を設けないのはちょっとおかしいんじゃないかという意見は出たんですが、重度も全部1年更新というのは初めて耳にしたので、18日にびっくりしたんですが、どういう考えなんでしょうか。

事務局：1年ごとの契約更新の際に、その方の状況、所属を見直していくという形になるかと思うんですが、重度の方が、では出ていかなければならないと言ったら、言い方がおかしいですが、出ていけるぐらいに技術を習得されたとかということは、やりにくいのかなと思っています。

ですので、実質的には、重度の方というのは結果として、長くいらっしゃるようになるんじゃないのかなというのは予測できる場所ではあるんですが、行き先がないのに出ていってねというふうなことではなくて、例えば何か劇的に変わって、外でほかの資源を使いながら、これは面的整備にも含まれてくるとは思うんですが、そういう体制ができたときには、ここであなた生活してみませんかというご提

案をしながら、つながるサービスということですからその先も考えながら、可能にしたいなど、法人とも話をしているところです。

以上です。

浦安手をつなぐ親の会：重度のお母さんにとっては、やっとグループホームに入れたというので、そこで1年契約と言われると、ショックが大きいと思うんですね。重度の人って劇的に1年間で変わるということは少ないと思いますので、できれば受け入れるときに、重度の人に対して1年契約ですと、更新ですというのをあまり前面に出さないでいただきたいなと思っています。

会長：ありがとうございます。

親御さん方の受け取り方の心情的な問題もあるのかなと思います。ただ、逆に言えば、1年ごとに暮らしぶりがどうか、例えば10年後、もしかしたら第2の複合施設が建って、よりおうちの近くにいい施設が建つという可能性だってあるわけで、もう一回入ったらそのまま全く見直しませんというよりは、どうなの、暮らしぶり、ちゃんとやっていますかとか、よりいいところがありましたけれども、どうですかとか、そういったプラスの面としての捉え方をするように、親御さん方にも話をしていただけると、ご納得いただけないかなという気もしております。

実は、先ほど始まる前にお話していたんですが、言い方、伝え方とかいうところで、心情的な問題というのは琴線に触れるといいますか、そういったところもあるのかなと思った次第です。どうぞ、ご理解いただけるようによろしく願いいたします。

そのほか、ございますか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：副会長がおっしゃった障がいの重いお子さんを持っているお母さん、お父さんたちのご心情を、裏づける背景には、恐らく社会資源の圧倒的な不足というのがあるんじゃないかと感じています。例えば、障がいの重い人たちが拠点のグループホームを経て、その先に障がいの重い人たちがひとり暮らしをするのか、グループホームがあるとか、介護人材の不足も叫ばれ、またヘルパーさんの不足も深刻な課題になっている中で、障がいの重い人たちが実際に暮らしているグループホームの姿もまだ私たちの浦安にはないという、社会資源の現状を踏まえた上での心情ではないかなと思うと、この自立支援協議会が果たすべき役割というのは非常に重くて、本当に地域生活支援拠点の目的を具現化していくためには、拠点だけではなく、それを支える周辺の社会資源が増えていかないと、お父さんとお母さんたちのご安心と当事者の自立生活というのは絵に描いた餅になってしまうんじゃないかということは私も感じながら、18日の説明会を聞かせていただきました。多面的に取り組んでいく課題ではないかなと思いました。

以上です。

会長：ありがとうございます。

いずれにしても、いいほうに捉えながら、みんなでこれを育てていくという気持ちで取り組んでいかればいいのかという気がしております。

やっていく中でまた不都合が生じた場合に、またここで協議をできる場というのがあるわけですので、

しっかりと工程もウオッチしていくということでよろしいのではないかなと思います。

1点、ごめんなさい、家賃4万6,000円になっております。これ、家賃補助等が入って自費が4万6,000円ということなんですか。

事務局：4万6,000円は、基準の費用になりますので、実際には民間への補助だったら半額助成というのがありますので、実際の負担は約半分なのかなと思います。4万6,000円というのは基準の額になって、ベースとしては生活保護の単身世帯の方が入れる額ということで設定を予定しております。

会長：細かい話を聞いてしまってすみません。ありがとうございます。よくわかりました。

そのほか、ございますでしょうか。

株式会社オリエンタルランド、お願いします。

株式会社オリエンタルランド：素人的な目線で大変申しわけないんですが、拠点ができますと、機能の充実というのか、あるいはサービスの向上ということが図れていくんだろうなど。それから、拠点がゴールではなくて、その先にさらなる周辺整備といいますか、インフラの整備というところも果てなく追求していくことなのかなと思うんですが、この場でなくてもいいんですが、拠点の仕事、役割といいますか、拠点ができることによって、今までできなかった、先ほど18歳以上の方しか今云々と、それが低年の方まで広がりますよみたいなお話いただいたかと思うんですが、もう少し、ハードでいろんな機能が付加されていって、今まで浦安でこういうことができていなかった、あるいは、あったんだけど、ワンストップでここで集合することによってこんなに便利になるんだよ的な、一度そういったご説明というか、完成時期につながったときには、今までなかった、さらにこんなよくなるんだ、浦安の障がい者福祉というものが一步も二歩も進んでいくんだという、施設とともに、何というんですかね、水準といいますか、そういうところを解説していただけるとありがたいなと思いました。これは要望という形で。

もう1点、通所棟、居住棟というところで、1階、2階、3階、4階というところで、現施設から移管してきますよ、それから佑啓会が運営しますよというところで、運営方針、素人で大変申しわけないんですが、各階の役割がもう独立していて、そこでの他の団体と言ったらいいんでしょうか、民間でいますと民間企業が一つの棟に複数、資本の違うところが入って一つの建物をオペレーションしていきますよというふうに見えたんですが、でも、一つ一つは独立して、そんなに連携がないのであれば、利用者の方は不都合ないと思うんですが、相互に連携し合ってワンストップで、例えば、例えがいいかどうかあれですが、順天堂に行って、今日は内科にも行くけれども、耳鼻咽喉科にも行くんだよみたいな感じになったときに、お互いの連携というところが、どなたがイニシアチブをとって、それをうまくやっていく。それは、この事業者ではなくて浦安市行政が担うものなのか。その辺もうちょっと解説していただけますと、ありがたいなと。

会長：2点あって、2点目のほうですね。建物の中にいろんな法人が入ると、どういうコントロールでコーディネートしていくのかというところの部分でお考えはございますか。

事務局：拠点は、自治体、市・圏域レベルで整備を進めています。自治体によっては、一つの運営法人が全ての機能を賄うというところもありますし、浦安のように併用型という、面的整備という形でそれぞれの

機能、ノウハウを持った法人さんにも入っていただくという形のメリットを生かしたいということでやっている自治体もございます。株式会社オリエンタルランドからお話がありました件ですが、例えば、緊急時の受け入れについては、今まで緊急のショートの方の情報の共有、連携というのが図れていなかったところが、基幹相談支援センターと拠点で連携を図っていくということもありますし、プラス、拠点の中で、例えば、グループホームに入られた方が、日中活動、創作的活動を何かしようといったときに、当然、拠点の外に出てほかの事業所に行くということもありますし、お隣の通所棟にある生活介護や就労系のサービスに通うという方も当然いらっしゃるし、現在、3階に入る地域活動支援センターも事業者を公募しているところなんですけど、ここは浦安市で初めて発達障がいに入力した地域活動支援センターの運営ということで、事業者の公募に向けて動いています。

4階に、精神障がいを対象としたソーシャルサポートセンターが移転してきますが、例えば、こういった方が地域活動支援センターと利用で連携を図ったり、地域活動支援センターにいた方が、2階の就労系のサービスに行ってみようと思ったりという、そういった化学反応も期待できるのかなと思っています。トータルでは、この施設は浦安市の施設になりますが、拠点の運営というところで、佑啓会でイニシアチブをとって動いていただきます。その中で市と連携図りながら、こういった形でうまく拠点全体が、また市内のいろんな事業者さんを巻き込んでうまく回っていくかというのは、実際に開設してからになるかもしれませんが、市民の方が一番効率よく効果が図れるように進んでいきたいと考えております。

以上です。

事務局：補足をさせていただきます。

先ほどの議題2資料1の中に通所棟と居住棟と説明している資料があったかと思いますが、こちらでございましてとわかりやすいかと思いますが、居住棟に関しては、全体が社会福祉法人佑啓会に運営をお願いします。ただ、通所棟の各フロアについては、別の法人がそれぞれ入って運営を行ってまいりますので、建物の維持管理については別の事業者をお願いしようという形で考えてございますので、そのあたり、通所棟と居住棟で多少運用の色合いが異なってくるということもございます。ただ、全体で見た場合には、通所等2階の多機能事業所にも佑啓会が入りますので、通所棟と居住棟両方にまたがって佑啓会に入っていただくので、イニシアチブというのは佑啓会にとっていただくようになるのではないかなと市としては想像しているところであります。

以上です。

会長：わかりました。

まだこれからというところではあるんですが、佑啓会の役割が、話せば話すほど増えていくんですが、どうぞよろしく願いをいたします。

化学反応といっても、待っていてもなかなか起こらないものですから、音頭をとっていき存在というのが必要なんだなと思っております。

そのほかございますでしょうか。

お時間も迫ってきておりますので、次の議題にまいりたいと思います。

議題3 基幹相談支援センターの事業計画について。

自立支援協議会の役割の一つに、基幹相談支援センターについての評価がございます。事業実績は第2回会議でお話いただくこととなりますが、今回は今年度の事業計画について、基幹相談支援センター、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともから説明をお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：基幹相談支援センターの受託法人、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともでございます。

議題（3）資料1をご準備ください。

資料の左側の事業から説明してまいりますが、基幹相談支援センターは、市の委託相談支援事業者として仕様書に基づいて事業を運営しておりますので、その仕様書に変更がない限りは、大きく事業構成が変わることはございません。よって、今年度の取り組みを企画した際に着目した点を中心に説明していきたいと思います。

まず、基幹相談支援センターが地域の中核的な相談支援事業者として期待されている大きな役割として、相談支援事業者の人材育成及び地域課題の吸い上げという大きなミッションがあります。そのミッションを果たしていく取り組みを、基幹事業と呼んでいるんですが、地域の相談支援事業者さん、関係機関に向けた取り組みをまずはご紹介させていただきたく思います。

資料の左の端から順次読み上げをしながら説明します。

まず、グループスーパービジョンです。対象者は相談支援事業者、計画相談の担い手、それから毎年福祉課のケースワーカーの皆さんにも入っていただいております。

この取り組みは、計画相談の基本的な技術の向上が中心となっております。具体的な内容は、相談援助の基本的な理解、新しい相談支援事業者も増えておりますので、用語の共有化から入っていきたく思っております。それから、テーマ別の事例検討、計画作成、そして年に一度、自分たちの面談の技術を振り返る機会となっております面談講座、そしてサービス担当者会議という流れになっております。この構成は、計画相談支援の実務に即した構成になっておりまして、特にこのグループスーパービジョンで力を入れていきたい点というのが、支援が困難になった局面、また支援方針を再考する必要が生じた際、相談支援専門員を中心に支援チームをつくっていくわけなんです、サービス担当者会議等で現場の意見を聞きながら、相談支援専門員が支援方針をまとめていく、そういうファシリテーションのスキルと見立て力、それから判断力というものを向上させていきたいと思っております。

続いて、公開事例検討会ですが、これは精神科の先生をスーパーバイザーにお迎えをして、サービス提供事業者の皆さんたちが提供された事例をもとに事例検討をしていきます。昨年度、事例をホワイトボードで図説して事例の全体像を可視化し、環境と本人との相互作用を分析していくという取り組みを実施しました。アンケートをしましたら、図説化が好評でして、ぜひ地域の事業所の皆さんにも持ち帰っていただきたいなと思っておりますので、今年度も図説を用いた事例検討をやってまいりたいと思います。

続いて、勉強会・講演会ですが、今期の着目点は、昨年、一昨年から基幹相談支援センターに寄せられる相談の内容に8050、7040世帯の増加ということが特徴となっております。実際、80代70代の親御さんから親なき後の生活全般、またお年を召した親御さんたちご自身の老後の不安も含めた親なき後の総合相談みたいな事例が非常に増えています。これらの事例を受けて、6月1日、「障がいのある人の親亡きあと～親あるあいの準備～」という講演会を開催させていただきます。地域ニーズの高さを反映して、既に定員を超えるお申し込みがあって、お断りしているような段階にあります。数週間で80人近いお申し込みとお問い合わせがあったので、これは地域ニーズとして捉えています。

次に、次世代育成ワークショップということで、これは初めて基幹相談支援センターで企画を試んでいる取り組みになります。民生委員の皆さんのお声を聞きますと、若い人材が地域福祉に興味を持ち、担い手としての自分たちを意識するということが難しいようだという声もお聞きしておりまして、地元の高校生、大学生を中心に、自分たちが暮らす地域には障がいのある方、高齢の方、どういう暮らしをなさっていて、自分事としてそれを捉え、支え手としての自分たちというのも意識する、地域福祉に興味を持つきっかけをつくっていく取り組みを実施していきたいなと思っております。

今、企画がおおむね詰まってきた段階ですが、障がい福祉領域だけではなく、教育、また一般の方たちとの連携が必要になってきますので、行政とも詰めていかなければならない取り組みだと思っておりますので、具体的な日程は調整中の段階にあります。

それから、相談支援実務者会議、これは基幹相談支援センターが創設以来行っていることです。計画相談の担い手たちがみんな集まって、地域の課題や現場の困り感、地域の相談体制全般についての議論をしている場です。今期は、先ほど拠点の説明もございましたように、2020年4月以降の相談体制についての共通認識づくり、また議論の場となっていくんではないかと思っています。現場でさまざまな事例を通して、計画相談に従事している皆さんが集まっている会議ですので、実際の事例をもとに事業者間の横の連携を強化していきたいと思っております。

そして、地域の関係機関との連携会議、これは高齢・児童・障がい・教育・医療、さまざまな多分野の皆さんと連携し、ネットワーキングを強化していく場となっております。今期は、事例等を用いて具体的な連携のあり方を模索していきたいと思っております。また、その事例検討を通じて地域の課題も見えてくるということが往々にありますので、自立支援協議会の活動と連携会議での分析、考察を連動させ、地域課題の解決に向けて動いていきたいと思っております。

相談支援事業所の訪問も引き続き年に一度させていただきます。

個別の相談対応ですが、基幹相談は、担っている機能が8つあるわけですが、メインは総合的な相談窓口として、サービス利用にかかわらない基本相談も含めて、24時間365日体制で対応していくということが大きな機能の一つとなっております。

そしてもう一つ、地域の相談支援事業所の皆さんと一緒に困難ケースを協働していき、役割分担をしていき、一緒に動き、地域の相談支援事業者の後方支援を行っていくという機能も担っております。

それから、地域移行・地域定着の促進、権利擁護、虐待の防止、差別の解消のための支援等がござい

ますが、地域移行・地域定着に関しては、我々も十分に事業が展開できていないところです。10年20年、長期に精神病院入院、入所されていて、初めてお会いする場所が施設というケースは、私たちもまだまだ支援の経験が不足しているところございまして、急性期治療を経て回復期、慢性期になった利用者の方たちの地域生活のご相談というのが病院から入ってきているという現状です。

住宅入居等支援事業に関しては、地域の不動産屋さんの皆様のご協力を得ておうちを探すという支援を引き続き展開してまいります。

計画相談の実施は、継続して行っておりますが、これは福祉課、事業課から依頼されたケースのみを対応していくということになっております。

雑駁な説明となりましたが、以上となります。

会長：ありがとうございました。

私が今年度からかわるのは、この右から3番目の連携会議ですね、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問あれば伺いたいと思います。

各事業、本当に素晴らしい取り組みだなと思っております。大丈夫ですかね、負担はどうですか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：負担というのは、どのような理解をすればよろしいですか。

会長：これ全部、1年まじめに回していこうと思ったら、かなりの労力を要するかなと思ったんですが、実はこれは理想形としてこうあるけれども、これはうまくいっていないんだとか、そういうのがあるのかなと思って、実情はどうですか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：記載しております事業は、初めての試みということ以外は例年全うしております、月間個別の相談対応は100名から130名を推移しているところではございます。ですので、負担はどうですかという、ご質問については、課員は通常のいわゆる開所時間内に全てが終わるということではなく、夜間だったり週末の対応ということも含めた上で事業が回っているということと、それと、この規模感での事業と、今お受けしている個別の相談対応に加えて、先ほどご説明があった拠点の相談機能になっていくということを鑑みていきますと、人員の体制だったり基幹相談支援センターの基盤というんでしょうか、基幹相談支援センターの地域の中の位置づけ、特に出口支援というところでしょうか、そのあたりのこともこの1年で検証、見直し、地域の皆様とご議論、共有していきたいとは思っています。このような回答でよろしいでしょうか。

会長：本当にまずは、労をねぎらいたいなところが1つございます。それと、目に見えない部分としてなんだろうが、これだけの事業を開所以来ずっと続けていたとしたら、本来もっと地域、よくなっているはずじゃないかみたいなのところもあったりするんですが、全うされてもなかなか目に見える形で相談支援の質が高まらないだとか、いろんな課題があるんだとすると、それって何なんだろうね。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：相談支援の質の向上というところは、少しずつ向上はしてきているんじゃないかなとは思っています。また、連携という意味においても、非常に関係機関の皆さんと顔が見える関係にはなってきているなど。連携が深まれば深まるほど、いろんな相談も入ってくるとい

う、そういう個別の相談対応の現状にもなっていて、スキルアップしたなと思うとまたチャレンジなケースも舞いおりてきて、みんなとも力を合わせながら進めていかないといけないという、毎日が努力といますか、研さんの日々だと思っています。

社会資源が増えていかないことに、非常に自分たちの力量不足を感じるころが多くあって、相談支援事業者の人材育成というところが基幹相談支援センターの期待されている大きな役割ではあるんですが、いま一度、我々が取り組んできたことを一旦分析し、考察したいと思います。今年会長に連携会議にお力添えをいただきたいと思ったのも、地域の課題を解決していく実行力を高めていきたいと思い、それこそが我々がここまでやってきてもなかなか地域資源が増えていかなかったことへの反省でもあるので、自立支援協議会との連動をもってさらに基幹相談支援センターが取り組んだことが地域への還元率が高まっていくような取り組みにしていきたいと思っています。

会長：あまり言うとは自分で自分の首を絞めちゃうので。ですが、目に見える形で、協議会でもきちんと報告できるような形になっていくといいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

株式会社オリエンタルランド、お願いします。

株式会社オリエンタルランド：参考までに教えていただければと思うんですが、会長と同様に、すごい役割とすごい使命を担ってご実行されているんだと、率直な印象を持ちました。

それで、個別の相談対応の②で、夜間、休日対応、24時間365日体制と。もちろん相談には重いもの、緊急性を要するものというのはあるかと思いますが。ほかの市町村でこういう相談機能を有して受託している場合等でも、やはり24時間365日体制、これは行政に確認する話かと思うんですが、それが一般的なものなのか。私が非常に甘い感覚ですね。本当にお許しいただきたいんですが、もちろん医療であったり、命にかかわること等であれば、24時間365日緊急性は非常にそのとおりなのかなと。もちろん、重い案件というご相談、緊急で今すぐ云々と、そういう事例、今ここでお答えいただかなくても結構ですが、比較に値しないとは思いますが、この商品の問い合わせは午前9時から18時までですよというのがよくある区切り方というか、24時間も受け付けていないといいますか、この辺は、例えば半減とかすると、大変なお叱りを受ける世界なのか。これは当事者というよりは行政からのご回答で構わないんですが。

会長：実際、24時間365日というのは、眠っていないんじゃないかという、感じもあるのかなと。

株式会社オリエンタルランド：実態のところをお教えいただければ。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：運用ということで、緊急携帯電話を所持をして、24時間365日体制で連絡がつく体制を維持しています。眠っていないことはないですが、緊急携帯電話を持っているときは、うちの相談員は枕元に緊急携帯電話を置いて、鳴ったら絶対に出るという覚悟をし、その電話は市民のセーフティネットなんだという強い自覚のもと、携帯電話を持って、この改元に伴う10連休も過ごしました。

以上です。

株式会社オリエンタルランド：実際にどれぐらいあるかというところ。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：かかってくるときはかかってくるんですが、何というんでしょう、事業報告ベースできちっと説明したほうがいいとは思いますが、毎日毎日電話がかかってくることはございません。かかってくることが多いのは、関係機関が閉まっているとき、行政が閉まっているとき、お正月、ゴールデンウィーク、年末年始、お盆のようなときが多くありますが、ふだんのケースワークをきちっと行っていれば、緊急携帯電話がめらめらと毎日じゃんじゃん鳴るということはございません。

会長：というところでご理解いただけますか。

株式会社オリエンタルランド：1点だけ、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともがセーフティネットという自覚、意識のもとで、アサインされた方がやられていますよと。夜間であったり、行政、どこも連絡がつかない、緊急携帯電話というところ、別に内容を聞きたいわけじゃないですが、けっこう重たいご相談事例が多いものなんですか。あるいは緊急性、なるほど今かかってくるようなんだな、明日の朝じゃ遅いんだ的な。

会長：社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：例えば知的障がいの方たちがおひとり暮らしなさっていて、おなか痛いんだ、吐いたんだというような電話が、夜間、深夜だとか早朝に入ってきます。そういうときというのは、当事者の方たちはなかなか自分たちの状況をきちっと説明ができなくて、電話越しに一定程度重篤性というものをアセスメントしていかないといけない。なので、おなか痛いんだ、吐いたんだというのが深刻かどうかということを、緊急携帯を持った相談員はアセスメントをしなければ、真の緊急性というのはわからないということが1点あります。

また、電車に乗って出かけていました、パニック障害があって、電車から不安になっておりました。もう動くことができません、助けてほしいです。6日間ご飯を食べていません、お金もありません、どうしたらいいのでしょうか。こういうわかりやすい電話というのも入ってくる場合もございます。

会長：社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとものところは、虐待の支援はやっていないですね。それは市が直接やっているんですね。中には基幹で虐待防止もやられているところもあって、そこは本当に重たい案件が飛び込んできますが、それ以外でも急に、知的の障がいの方とかだと、どこに連絡していいかというのが、もう最後、ここに連絡すればというところが入っているので、そういう意味ではセーフティネット的な連絡先になっているのかなと思ったところです。

振り返ってみれば、明日の朝でもよかったなという電話は、それはたくさんあるんだろうと思うんですが、そのときに大丈夫と言われたいという思いもあるのかなというところで、必要なのかなと思っております。ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

時間も迫っておりますが、先ほどの1個前の議題の株式会社オリエンタルランドからの地域生活支援

拠点がなかったらこうなっていて、あるからこうなるといふ、もう少しわかりやすい説明の図なり文なりというの、宿題にさせていただければと思っております。私と事務局で宿題に何らかの形で時間を割いていきたいと思っておりますので、少々お待ちいただければと思います。確かにこれ、一番根本のところ、市民にどうご理解いただくかという意味では、本当に大切なところだと思ひながら聞いておりました。

ということで、本日の議題全て終了したところでは。

次回の会議では、部会の報告をしていただくこととなります。今年度からやり方が新しくなっております。リーダー、サブリーダー、事務局での調整をお願いします。私も、場合によってはここどういふことなんですかというお電話を差し上げることもリーダーに対してあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、このほか新たな事業報告や提案がございましたら、私と副会長、事務局で調整し、議題としてまた皆様にお示しをすることになると思ひます。その際はよろしくお願ひいたします。

では、本日の会議はこれで終了とさせていただきますが、委員の皆様、また事務局の連絡事項などございますでしょうか。

事務局、お願ひします。

事務局：今年度の合同部会についてです。一応、予定として10月3日木曜日を第1回目として会場を押さえています。ぜひとも合同部会で取り上げて全体で共有したいというテーマなどございましたら、事務局のまでお知らせください。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

会長：では、ほかによろしいでしょうか。

浦安手をつなぐ親の会：社会福祉課に総合窓口というのができましたよね。それって、どういふふうになっていふでしょうか。利用が多いでしょうか。それともないのか、ちょっと聞きたい。広報にも載っていますし、市長もすごくプッシュしているんですが、みんなに行き渡っているのかなということがありますので。

福祉部（部長）：総合相談窓口の4月1カ月の統計をとりますと、大体200人近い方が窓口。そのうち、約7割強ですかね、どこどこの窓口で大丈夫ですよとか、そういった案内、交通整理的なものが7割以上ということになっております。

浦安手をつなぐ親の会：わかりました。

事務局：補足です。今年度の相談支援部会に、総合相談窓口の相談員も部会員として加わっていただくことになっていふので、またそちらでも情報提供していけるかと思ひます。

以上でございます。

会長：ありがとうございました。

そのほか、よろしゅうございますか。

長時間にわたってありがとうございました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

事務局からありますか。

事務局：第2回自立支援協議会の日時のアナウンスです。

8月29日木曜日を予定しております。例年ですと7月に行っておりましたが、各部会、2回テーマが終わって、2回目の部会からかなり議論が進んでいくことかと思っておりますので、そちらが進行中ではございますが、終わってから第2回の協議会本会を開催させていただきたいと思っております。8月29日木曜日です。また改めてご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願ひします。

会長：本日はご出席いただきありがとうございます。お疲れさまでした。

令和元年5月24日（金）
午後2時～3時30分
市役所4階 会議室S5・6

浦安市自立支援協議会（令和元年度第1回）次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 令和元年度・令和2年度浦安市自立支援協議会について
- (2) 浦安市地域生活支援拠点及び（仮称）東野地区複合福祉施設について
- (3) 基幹相談支援センター令和元年度事業計画について

3. 閉会

令和元年度・令和2年度 浦安市自立支援協議会の組織と運用

1. 組織

(1) 組織

自立支援協議会は、市長より委嘱を受けた委員で構成する。

自立支援協議会は、協議事項を円滑に処理するため、また、当事者からの意見を聴取するため、5つの部会を置く。

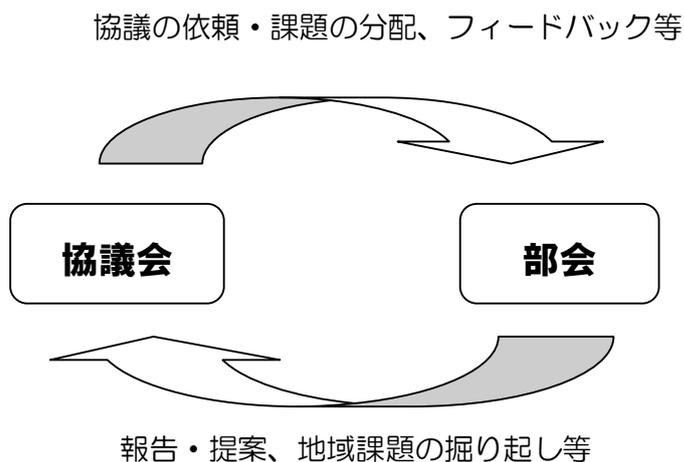
自立支援協議会委員は、いずれかの部会に所属し、部会のリーダー、サブリーダー等を務める。ただし、会長の職にある者においては特定の部会には属さず、全体的な議論の整理及び議題の総合調整を行う。



名称	目的	主な課題
自立支援協議会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項 基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価
権利擁護部会	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発・広報活動を行う。	障がい者の権利擁護に係る啓発・広報に関する事項 障がい者虐待防止に関する事項 成年後見制度の普及に関する事項 障がいを理由とする差別の解消に関する事項
こども部会	生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携を図る。	教育と福祉の連携に関する事項 相談体制の充実に関する事項
相談支援部会	相談事例の検討や課題の解決について協議し、相談支援事業の充実と相談支援事業所の連携を図る。	サービス等利用計画等の質の向上に関する事項 相談支援事業の充実に関する事項
地域生活支援部会	障がい者の就労・住居等地域生活全般に係る諸問題の解決に向けて協議を行うとともに障がい福祉サービス事業の充実を図る。	障がい者の就労に関する事項 障がい者の住まい・地域定着に関する事項 障がい者の地域での暮らし全般に関する事項
本人部会	当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項 地域課題の提案に関する事項

(2) 協議会と各部会の連携体制について

- ① 協議会は、会議毎に「部会等に意見収集すべき事項」を確認し、各部会等へ協議の依頼等を行う。また、各部会から収集した意見について議論を行った上で、部会に対してフィードバックを行う。
- ② 各部会は、協議会の依頼を受けて議論を行うほか、部会毎の課題設定に基づき議論を行う。また、会議毎に「協議会へ報告・提案すべき事項」を確認し、協議会へ報告・提案等を行う。



2. 合同部会

部会間の情報交換を行い、連携を図るため、合同部会を開催する。
合同部会では、活動報告及び基幹相談支援センター等の活動報告をおこなう。

3. プロジェクト会議

部会のリーダー、サブリーダーは、必要に応じ、個別の地域課題等に対応するためのプロジェクト会議を招集する。

4. 開催回数

自立支援協議会：年 6 回

*ただし、6 回のうち 2 回については特定のテーマ設定の上、必要に応じて開催する。

その他 4 回についても、部会との連動を意識し、議論を深めていく¹。

ただし、障がい者福祉計画策定年次においては、計画についての議論を優先して行う。

部会：年 4 回程度（本人部会 年 3 回）

*プロジェクト会議については、特に回数を定めない。

合同部会：年 2 回程度

*必要に応じて開催する。

¹ 同時に各部会に同じテーマでの議論を依頼し、相互に議論を深めていく。

5. 報酬等

自立支援協議会：1回 会長 9,500円 委員 9,000円（浦安市の非常勤特別職の基準）
部会：1回 5,000円（報償）

ただし、次に相当する場合は、報酬等の支払いの対象とならない。

- ・指定管理者、委託事業者、市内に本拠を置く社会福祉法人に所属する委員
- ・合同部会
- ・介助者及び意見聴取のために参加する方

また、プロジェクト会議は、報酬等の支払いの対象とならない。

6. 委員の選考

(1) 自立支援協議会

任期：令和元年5月1日～令和3年3月31日（2年間）

要綱に基づき、障がい事業課で選考をおこない、市長が委嘱する。

参考）浦安市自立支援協議会設置要綱第3条

委員の定数は、20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- ①相談支援事業者
- ②障がい福祉サービス事業者
- ③保健・医療関係者
- ④教育・雇用関係機関
- ⑤障がい者団体・当事者
- ⑥その他市長が必要と認める者

(2) 部会

任期：令和元年5月1日～令和3年3月31日（2年間）

選考方法

【権利擁護・こども・相談支援・地域生活支援】

- ①当事者団体、福祉サービス事業所にアンケートを実施、参加希望の有無と希望する部会を確認。
- ②希望者が多い部会は、事務局で人数の調整をおこなう。
- ③事務局の調整後、団体等の代表、事務局で決定した関係機関代表に委員の推薦書の作成を依頼し、委員を決定する。

なお、相談支援部会に参加する福祉サービス事業所は、取り扱う議題の内容から、指定特定相談支援事業所又は指定特定相談支援事業を検討している事業所とする。

また、会長を除く自立支援協議会の委員は、いずれかの部会に所属し、部会のリーダー、サブリーダー等を務める。

【本人部会】

- ①広報うらやす及びホームページにおいて、障がいのある方（当事者団体に加入していない方※）を公募 ※本人以外の家族が団体に所属している方の応募は可。
- ②書面（応募動機）と面接により、障がい事業課が選考する。

7. 代理出席

自立支援協議会は、代理の方が出席することはできない。

各部会は、公募委員を除き、事前に事務局に申請することにより、委員が所属する団体等の会員又は職員が代理人として出席することができる。

8. 会議と議事録の公開

協議会の会議と議事録は原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しない。

また、部会は原則公開とするが、個人情報等に関する事項を審議する場合、及び審議に際し個人情報等に触れる可能性がある場合は、会議の全部又は一部を公開しない。なお、部会の議事録については議事要旨のみ公開することとする。

議事録及び議事要旨には自立支援協議会及び部会全て委員名を記載せず「団体名」のみ表記する。

9. 事務局

浦安市福祉部障がい事業課

(参考)

●浦安市の障がい者手帳所持者の推移

	人口	前年比	身体障害者 手帳	前年比	人口 割合	療育手帳	前年比	人口 割合	精神障害 者保健福 祉手帳	前年比(%)	人口 割合
平成 24 年	162,679		2,685		1.65%	598		0.37%	474		0.29%
平成 25 年	162,155	99.68%	2,774	103.31%	1.71%	626	104.68%	0.39%	527	111.18%	0.32%
平成 26 年	162,952	100.49%	2,837	102.27%	1.74%	660	105.43%	0.41%	617	117.08%	0.38%
平成 27 年	163,719	100.47%	2,869	101.13%	1.75%	680	103.03%	0.42%	695	112.64%	0.42%
平成 28 年	165,411	101.03%	2,918	101.71%	1.76%	716	105.29%	0.43%	780	112.23%	0.47%
平成 29 年	167,463	101.24%	2,955	101.27%	1.76%	733	102.37%	0.44%	850	108.97%	0.51%
平成 30 年	168,852	100.83%	3,013	101.96%	1.78%	763	104.09%	0.45%	934	109.88%	0.55%
平成 31 年	170,254	100.83%	3,120	103.55%	1.83%	782	102.49%	0.46%	1059	113.38%	0.62%

* 各年 3 月 31 日現在。

●年齢別障がい者の状況

●平成 31 年 3 月 31 日現在

	住基人口	身体障害者手帳	人口割合	療育手帳	人口割合	精神障害者保健福祉手帳	人口割合
0～9 歳	14,347	50	0.35%	94	0.66%	7	0.05%
10～19 歳	17,877	63	0.35%	199	1.11%	52	0.29%
20～29 歳	25,835	96	0.37%	220	0.85%	155	0.60%
30～39 歳	23,040	136	0.59%	112	0.49%	207	0.90%
40～49 歳	29,087	223	0.77%	77	0.26%	263	0.90%
50～59 歳	23,432	358	1.53%	47	0.20%	203	0.87%
60～69 歳	15,909	514	3.23%	20	0.13%	96	0.60%
70～79 歳	14,073	853	6.06%	13	0.09%	51	0.36%
80 歳～	6,654	827	12.43%	0	0.00%	25	0.38%
合計	170,254	3120	1.83%	782	0.46%	1059	0.62%

●年齢別障がい者の状況 平成 29 年～31 年

●平成 31 年 3 月 31 日現在

	住基人口	身体障害者手帳	人口割合	療育手帳	人口割合	精神障害者保健福祉手帳	人口割合
0～17 歳	28,192	103	0.37%	254	0.90%	39	0.14%
18～64 歳	112,835	1,017	0.90%	505	0.45%	899	0.80%
65 歳以上	29,227	2,000	6.84%	23	0.08%	121	0.41%
合計	170,254	3,120	1.83%	782	0.46%	1059	0.62%

●平成 30 年 3 月 31 日現在

	住基人口	身体障害者手帳	人口割合	療育手帳	人口割合	精神障害者保健福祉手帳	人口割合
0～17 歳	28,677	92	0.32%	253	0.88%	32	0.11%
18～64 歳	111,741	972	0.87%	487	0.44%	785	0.70%
65 歳以上	28,434	1,949	6.85%	23	0.08%	117	0.41%
合計	168,852	3,013	1.78%	763	0.45%	934	0.55%

●平成 29 年 3 月 31 日現在

	住基人口	身体障害者手帳	人口割合	療育手帳	人口割合	精神障害者保健福祉手帳	人口割合
0～17 歳	29,082	107	0.37%	258	0.89%	40	0.14%
18～64 歳	110,808	991	0.89%	456	0.41%	713	0.64%
65 歳以上	27,573	1,857	6.73%	19	0.07%	97	0.35%
合計	167,463	2,955	1.76%	733	0.44%	850	0.51%

●難病疾患者の状況 浦安市難病疾患見舞金登録者数より

●平成 31 年 3 月 31 日現在

		登録者数	人口割合	住基人口
浦安市難病疾患見舞金登録者数		965	0.567%	170,254 人
年齢別内訳	0～17 歳	121	0.071%	
	18～64 歳	510	0.3%	
	65 歳～	334	0.196%	
疾患別内訳	特定疾患	811	0.476%	
	小児慢性特定疾患	150	0.088%	
	先天性血液凝固因子障害	4	0.002%	

（仮称）東野地区複合福祉施設の概要

1.（仮称）東野地区複合福祉施設整備の経緯と目的

浦安市では、市役所庁舎周辺と東野地区の一部を、市の行政・文化・福祉の中心となる「シビックセンター地区」として位置づけ、庁舎や文化会館をはじめ市の中心的な公共公益施設を配置し、拠点として施設の集積を進めてきました。この東野地区は、市の福祉施策の要となる「福祉ゾーン」として、福祉関連施設を集中的に配置し、機能の充実を図っていく位置づけとなっています。そうした中、障害者総合支援法などの法制度改正に伴う新たな機能の導入などに対応するため、この東野地区に（仮称）東野地区複合福祉施設の整備計画を進めて参りました。

現在、老朽化した旧第2福祉作業所に配置されているソーシャルサポートセンター、総合福祉センターに配置されている身体障がい者福祉センター、民間施設を借り上げて実施している地域活動支援センターⅠ型事業を集約するほか、障がいのある方が通所する多機能（生活介護・就労継続B型）事業所、障がいのグループホームと短期入所を併設した多機能拠点の機能を新設するとともに、こどものショートステイ及びトワイライトステイを有する子育て短期入所事業所の機能も備えます。合わせて、障がい者団体や地域住民団体が利用できる地域福祉センター、災害時の要配慮者の避難スペースに加え、今後、市民ニーズなども考慮しつつ、地域の方も利用できる交流広場の設置も検討していく予定です。

2.（仮称）東野地区複合福祉施設に整備する機能

【通所棟】

- 1階 身体障がい者福祉センター 既存（現・総合福祉センターより移管）
- 2階 多機能事業（生活介護・就労継続支援B型） 新規（（福）佑啓会による運営）
- 3階 地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援 既存（民間施設より移管・新たに受託者を公募中）
- 4階 ソーシャルサポートセンター 既存（現・ソーシャルサポートセンターより移管）
- 1階～4階共通 地域福祉センター 既存（現・総合福祉センターより移管）

【居住棟】

- 1階 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 既存（現・市外より移管）、
放課後等デイサービス 新規（（福）佑啓会による運営）
- 1階～3階共通 障がい者グループホーム、短期入所 新規（（福）佑啓会による運営）



3. (仮称) 東野地区複合福祉施設に整備するグループホームの概要

【利用定員】 18 名 (6 名×3 ユニット)

＊障がい支援区分4以上の利用者の割合…3分の1以上

＊体験利用枠…1 (お試しグループホーム)

【開設時間】 24 時間 365 日

【類型】 介護サービス包括型

【家賃】 46,000 円～ (部屋によって異なります) ※予定

【支援内容】 入浴、排せつ及び食事の介護その他日常生活上の援助を提供

【契約期間】 1 年更新の「地域移行型」グループホーム

※毎年度、他資源やひとり暮らし等への移行の可否を双方で確認しあったうえでの契約更新となります。

● 1 階平面図



● 2・3階平面図



浦安市における地域生活支援 拠点の検討状況

令和元年5月18日
浦安市障がい事業課

目次

1. 用語の確認～共通認識のために～
2. 浦安市が目指す地域生活支援拠点
3. 居住支援のための各機能の具体的な内容
4. 浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージ
5. 地域生活支援拠点の整備・運営における今後の課題・方針

1. 用語の確認～共通認識のために～

「地域生活支援拠点」

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能
(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること

《整備目的》

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
⇒障害者等の地域での生活を支援する

《整備手法》

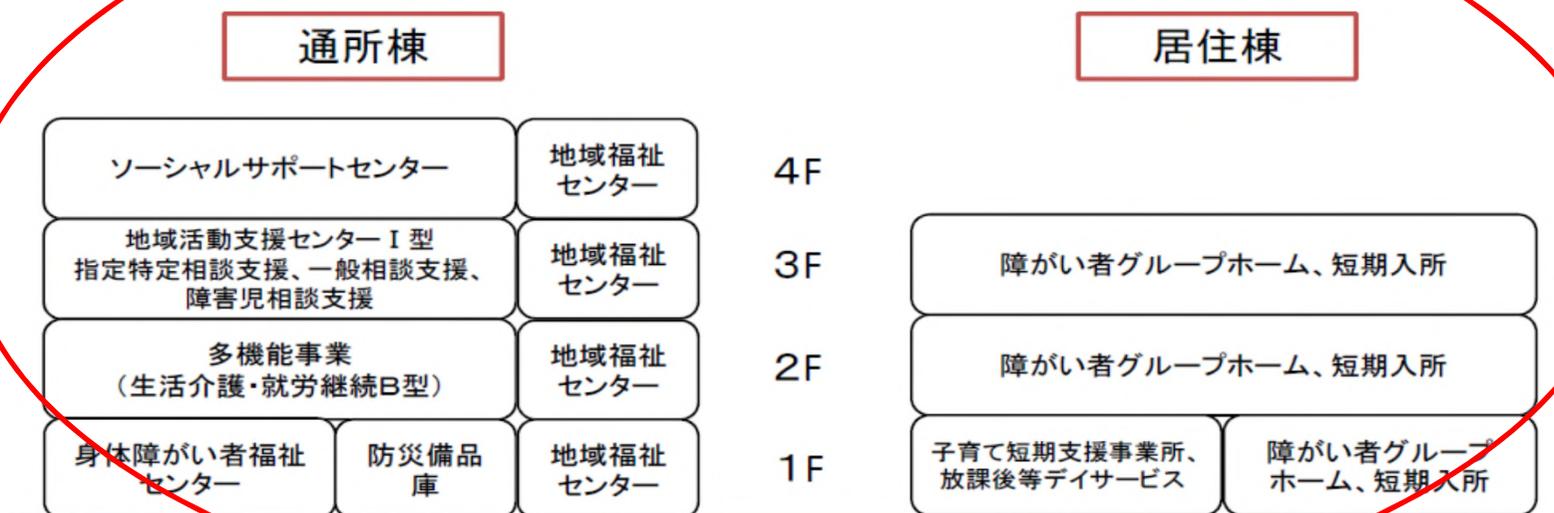
- (1) 5つの機能を集約し、GHや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」
- (2) 地域の複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」
- (3) 上記手法にとらわれず、地域の実情に応じた整備
(例：「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)

1. 用語の確認～共通認識のために～

「（仮称）東野地区複合福祉施設」

東野地区福祉ゾーンに、平成32年4月の完成を目指して整備を行っている建物の仮名称

この建物全体を指します

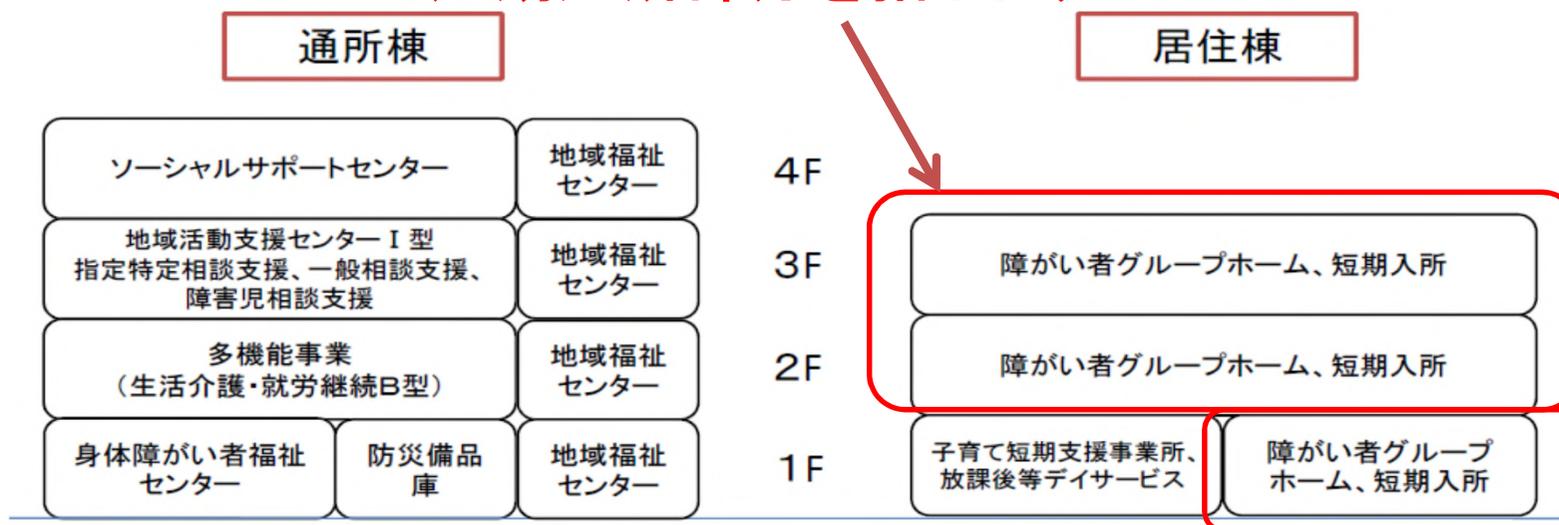


1. 用語の確認～共通認識のために～

「多機能拠点」

地域生活支援拠点の機能の一部を集約した、（仮称）東野複合福祉施設・居住棟の「障がい者グループホーム、短期入所」部分

**居住棟のグループホーム、
短期入所部分を指します**



2. 浦安市が目指す地域生活支援拠点の概要

浦安市は、「多機能拠点整備型」+「面的整備型」の併用整備型で整備します

5. 好事例から見る地域生活支援拠点等のイメージ図

●多機能拠点整備型



傾向・特徴

●比較的力量のある法人を中心に整備

・もともと地域でさまざまな事業を展開している、比較的力量のある事業所が整備しているケースが多い

●ワンストップで相談から緊急対応まで可能

・相談から緊急時の対応まで、1か所での対応が可能であり、利用者は、相談から緊急時の対応まで同じ場所・同じ職員等が対応してくれることに安心感を感じる
 ・緊急時の受け入れ側の職員は、相談時のアセスメント情報などについて情報共有が図れ、適切な対応が可能である

今後の強化・充実のために

●ワンストップで相談から緊急対応を維持するための地域への展開（地域の協力）

・常に緊急時の対応ができるよう、緊急時に受け入れた障害者をできるだけ短期間で適切なサービス等につなげることが重要であり、そのためには、拠点等の機能を地域に展開できるよう地域の協力が必要となる

●面的整備型



●相談機能の活用

・地域の資源等や相談と緊急対応の機能を限定活用すれば、相談機能を充実させることで、特定の地域で、障害種別ごとに対応することができる（早期にスタートしやすい）

●異なる専門性を持つ事業所間の連携

・それぞれの専門性のある事業所が地域生活支援拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障害に対応が可能

●地域の資源を有効に活用

・地域の様々な資源を有効に活用することで、既存の体制を生かした整備も可能
 ・地域の事業所がかかわることで、地域に一体感が形成される

今後の強化・充実のために

●地域ごとや障害種別ごとに完結できる体制のネットワーク化

・特定の障害種別で相談から緊急対応までを行い、さらに事業所間の連携を可能とするために、全体をカバーできるようネットワーク化を図る必要がある

スタート時点で、核となる部分は、各自治体等の強みや市地域資源の状況によって選択するのがよいが、最終的には、多機能拠点整備型も面的整備型も、**地域全体に広く展開するためには、地域の各分野の関係機関との連携が必要**である

2. 浦安市が目指す地域生活支援拠点の概要

整備類型

併用整備型（多機能拠点と面的整備の併用型）

概要

《多機能拠点整備》

- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内で、市独自事業「障がい者緊急時支援事業」を24時間365日体制で事前登録制により実施
（通称：安心かけつけ） →《説明》スライド8
- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内に緊急用居室を確保
（通称：お助けショートステイ） → 《説明》スライド9
- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内に体験用居室を確保
（通称：お試しグループホーム） → 《説明》スライド10



《面的整備》

- ・多機能拠点と基幹相談支援センターを中心とした各相談支援事業所等が連携を図り、課題を抱える障がい者や家庭に対し「相談→危機介入→再発防止・課題解消」まで切れ目のない支援を実施
→ 《説明》スライド7～10
- ・多機能拠点の強みである（強度）行動障がい、自閉症児・者への支援実践例を共有することで、地域の事業所の支援力強化及び地域における受け皿の確保につなげる
→ 《説明》スライド10

3. 居住支援のための各機能の具体的な内容

①相談

- ・ 地域生活支援拠点の相談機能は、基幹相談支援センターが担う（24時間365日体制）
- ・ 基幹相談支援センターは各相談支援事業所と連携を図り、切れ目のない支援を実施

②緊急時の受け入れ・対応

- ・ 市独自事業として「障がい者緊急時支援事業（通称：安心かけつけ）」を24時間365日体制で委託により実施
- ・ 「緊急時の駆けつけ対応～（状況に応じた）緊急受け入れ」までを想定している
- ・ 事前登録制で、登録者の情報は基幹相談支援センターと共有を図る
- ・ 半年に1度のモニタリングを通じて登録者の状況を把握し、課題等がある場合は関係機関と連携・協力し、改善を図る。

対象者 ※いずれの対象者も手帳の等級や障がい支援区分は問わない

身体障がい者
※常時独り暮らし、日中独居状態、介護者が子ども・高齢・障がいあり等の条件あり

自宅に通信のための端末機器を設置し、要請に応じて支援員を派遣し、排せつの介護、衣類着脱の介護、体位変換の介護、転倒の介助、関係機関等との連絡等を行う。

知的障がい者

家族等からの要請に応じて自宅に支援員を派遣し、見守り及び各関係機関との連絡調整を行う。

療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する障がい児（学齢以上18歳未満）

3. 居住支援のための各機能の具体的な内容

②緊急時の受け入れ・対応

- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内の短期入所（6床）のうち1床を緊急用居室として確保（通称：お助けショートステイ）
- ・緊急の要件は『家族・本人が緊急と考えるもの』とし、原則3泊の利用を上限とする
- ・短期入所の支給決定を受けていることが望ましいが、支給決定のない者の受け入れも原則行う
- ・緊急受け入れ後は、多機能拠点と基幹相談支援センターを中心とした各相談支援事業所等が連携を図り、今後の対応を検討
- ・対応の長期化が予測される場合は、市内の他の短期入所事業所とも連携を図り、地域全体での緊急時の受け入れ体制強化を目指す

3. 居住支援のための各機能の具体的な内容

③体験の 機会・場

- ・（仮称）東野地区複合福祉施設内のグループホーム（18床）のうち1床を体験用居室として確保（通称：お試しグループホーム）

④専門的人材 の確保・養成

- ・（強度）行動障がい・自閉症児者に対応できる直接支援の人材の育成は、多機能拠点が担う
- ・相談支援の人材の育成は、基幹相談支援センターが担う

⑤地域の 体制づくり

- ・基幹相談支援センターと多機能拠点における支援実践例を蓄積し、自立支援協議会等を通じて共有することで、地域の事業所の支援力強化、地域における受け皿の確保につなげる

5. 地域生活支援拠点の整備・運営における 今後の課題・方針

● 面的整備の資源不足

- ・ 短期入所やグループホームが少なく、多機能拠点での緊急受け入れ後の出口支援が課題
- ・ 地域での安心した生活につながるための地域移行・地域定着を担える相談支援事業所の不足が課題

● 医療的ケアに対応できる短期入所・グループホームの整備

- ・ 医療的ケアを必要とする人に対して支援ができる人材不足が課題
- ・ 事業所と医療機関等の役割分担を明確にし、連携を図りながら地域全体で支える仕組みを構築していきたい

● 事業所間の連携の仕組み

- ・ 面的整備を円滑に進めるために、事業所間の連携の仕組みを検討する必要がある

(仮称) 東野地区複合福祉施設関連各事業における利用者募集等に係るスケジュール

		2019年								2020年								
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全体スケジュール		5/18 説明会										3月 内覧会	4/1 プレオープン			7/1 フルオープン		
居住棟	新規	グループホーム (定員17名+お試しLGH1名)		6/1~8/31 利用者募集			入居者調整会議	面接	入居者調整会議	11月 内々定			4/1 体験入居	5月 内定	4/1事業開始 体験入居→本入居			
	新規	短期入所 (定員5名+お助けショートステイ1名)										4/1事業開始 利用希望受付開始						
	新規	放課後等デイサービス (定員10名)										1/6~3/31 利用者募集		4/1事業開始				
	新規	子育て短期支援事業										7月上旬事業開始						
通所棟	新規	生活介護(多機能) (定員14名)		6/1~8/31 利用者募集			面接		11月 内定	4/1事業開始								
	新規	就労継続支援B型 (多機能)(定員6名)		6/1~8/31 利用者募集			面接		11月 内定	4/1事業開始								
	新規	地域活動支援センター I 型 (定員20名/日以上)										4/1事業開始 利用申請受付開始						
	移転	ソーシャルサポートセンター										3月 移転	4/1事業開始					
	移転	身体障がい者福祉センター														6月 移転	7/1事業開始	
	移転	地域福祉センター														6月 移転	7/1事業開始	
市独自事業	対象者拡大	障がい者緊急時支援事業										4/1事業開始 利用登録受付開始						

■ (仮称) 東野地区複合福祉施設における各福祉サービスのご利用について

	サービス種別	利用申込窓口	連絡先	申込時期	備考
居住棟	新規 共同生活援助 (グループホーム)	浦安市役所 障がい福祉課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 内線: 15207、15209 FAX 047(355)1294 Mail syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp	2019/6/1~2019/8/31	〔注〕工事の進捗状況により開設が遅れる可能性があります
	新規 短期入所	社会福祉法人 佑啓会		2020/4/1~	連絡先につきましては、広報、HPにてお知らせします。
	新規 放課後等デイサービス	浦安市役所 障がい福祉課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 内線: 15207、15209 FAX 047(355)1294 Mail syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp	2020/1/6~	
	新規 子育て短期支援事業	浦安市役所 こども課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 内線: 16103、16104 FAX 047(304)1505 Mail kodomo@city.urayasu.lg.jp	2020/7/1~	
通所棟	新規 生活介護	浦安市役所 障がい福祉課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 内線: 15207、15209 FAX 047(355)1294 Mail syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp	2019/6/1~2019/8/31	
	新規 就労継続支援B型	浦安市役所 障がい福祉課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 内線: 15207、15209 FAX 047(355)1294 Mail syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp	2019/6/1~2019/8/31	
	新規 地域活動支援センター I 型	運営事業者 選定 (2019年7月予定)		2020/4/1~	事業者の選定結果につきましては、広報、HPにてお知らせします。
	移転 ソーシャルサポートセンター	社会福祉法人 サンワーク	浦安市東野1-9-4 TEL 047(353)2130 FAX 047(353)2130 Mail social@sunwork.biz		
	移転 身体障がい者福祉センター	社会福祉法人 パーソナル・アシスタンスとも	千葉県東野1-7-1 TEL 047(355)2734 FAX 047(305)8988 Mail tomo-day2@tomopia.jp		
	移転 地域福祉センター	社会福祉法人 浦安市社会福祉協議会	浦安市東野1-7-1 TEL 047(355)5271 FAX 047(355)5277 Mail fukushi@urayasushi-shakyo.jp		
市独自事業	拡充 障がい者緊急時支援事業	浦安市役所 障がい事業課	浦安市猫実1-1-1 TEL 047(351)1111 内線: 15305、15306 FAX 047(355)1294 Mail shougai-jigyoku@city.urayasu.lg.jp		

令和元年度 基幹相談支援センター事業計画

	グループスーパービジョン	公開事例検討会	勉強会・講演会	我が事、丸ごと次世代ワークショップ	相談支援実務者会議	地域の関係機関との連携会議	相談支援事業所訪問	個別の相談対応	
対象者	相談支援事業者行政(福祉課)	医療、福祉、教育分野で対人援助に関わる仕事をしている方	障がいのある本人、家族、医療、福祉、教育分野で	大学生、高校生、地域住民、当事者等	指定相談支援事業者(相談支援専門員)	地域関係機関	指定相談支援事業者(相談支援専門員)		
内容	<p>◆相談支援についての基本的な考え方を学び、アセスメントの力を向上させる。</p> <p>◆事例検討の結果をサービス等利用計画に反映させ、計画の評価や質の向上をはかる。</p> <p>◆初回のサービス等利用計画作成、モニタリングの視点、面談技術、サービス担当者会議の準備と進行などの援助技術を学ぶ。</p> <p>[今期の着目点]支援が困難になった局面、または支援方針を再考する必要が生じた際、支援チームで課題を整理し、サービス提供事業者の意見を聞きながら、相談支援専門員が支援方針をまとめていく(判断を迫られる)力を向上させていく。</p>	<p>◆精神科医による事例についての解説を聞き、見立て(アセスメント)、支援のスタンス(支援者として構え)、考え方を学び、事例の全体像を整理する。</p> <p>◆疾患、障がい特性等の基本的な知識、理解を促進する。</p> <p>◆具体的な支援手法を学ぶ。</p> <p>[今期の着目点]昨年度、事例をホワイトボードで図説して事例検討を実施。利用者さんと環境の相互作用を可視化するコツを学び、それぞれの事業所での事例検討に活かしてもらう。</p>	<p>◆親亡き後に備えるお金と暮らしのこと、成年後見制度等について学ぶ機会を提供する。</p> <p>◆障がいのある人たちの支援に関わる支援者が意思決定支援について体系的に学ぶための勉強会を行う。</p> <p>[今期の着目点]8050、7040世帯の増加、高齢の親御さんから、保護者が亡くなった後の障がいのあるわが子の生活への不安と親がある間にすべき準備についての相談が入っている。親御さんたちの老後の不安も含めて、親なきあとの総合的な相談をうける事例が増えていることから企画。</p>	<p>◆地元の高校生、大学生等を対象とする。</p> <p>◆10代、20代の若者たちが自分たちが暮らす地域に障がいのある方、高齢の方などが、どのように暮らししているかを知り、自分ごととして捉え、支え手としての「自分」を意識し、地域福祉に興味を持つきっかけを提供する。</p>	初めての試み	<p>◆相談支援専門員が新しい制度や知識を共有する場。</p> <p>◆行政と情報交換をする場。</p> <p>◆相談支援体制の充実のため、実務者が集まり、意見交換を行う場。</p> <p>◆相談支援専門員がお互いを支え合い、困り感を発信、共有する場</p> <p>◆地域に必要な社会資源について議論をする場(個別の支援事例から見える地域課題について意見交換をする場)</p> <p>[今期の着目点]2020年4月以降の相談体制についての共通認識づくりの場、実際の事例を通じて横の連携を強化する機会とする。</p>	<p>◆高齢・児童・障がい・教育など他分野の支援機関との「連携」を体感する機会の提供。</p> <p>◆多様な支援者の出会い、人的つながり、ネットワーキング促進の場の提供。</p> <p>[今期の着目点]事例等を通じて連携の在り方などを検討していくと、地域の課題も見えてくるのが往々にあることから、自立支援協議会の活動や取り組みと連動させていく。</p>	<p>◆困難ケースの協働促進</p> <p>◆相談支援事業所の支援ニーズと現状を把握して、実務者会議や自主勉強会の構成に活かすための情報収集を行う。</p> <p>◆計画相談支援移管についての問題点を確認、共有する。</p>	<p>① 総合的、専門的な相談支援(ワンストップ窓口としての機能を持ち、支援困難な障がい児者等への相談等、総合的、専門的な相談支援の実施)</p> <p>② 夜間、休日の対応(24時間365日体制)</p> <p>③ 後方支援支援を困難とするケース等の対応について、地域の相談支援事業者等からの相談を受け、対応・助言を行うとともに、必要に応じて、ケース会議への参加や関係先へ同行する。医療・法律等の専門的な助言が必要な場合には、専門的技術を有する者(医師、弁護士等)を確保し、地域の相談支援事業者等への支援を行う。</p> <p>④ 地域移行・地域定着の促進(障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発と長期に入所、入院している障がい者の地域生活体制整備のコーディネート)</p> <p>⑤ 権利擁護、虐待の防止(成年後見制度利用支援、権利擁護センターへの報告・相談・発見通報)</p> <p>⑥ 差別を解消するための支援(障がい者及びその家族、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、普及啓発、情報提供を行う)</p> <p>⑦ 住宅入居等支援事業(入居支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整、24時間支援)</p> <p>⑧ 計画相談支援の実施(市が指定するケースのみ対応)</p>
4月									
5月			障がいのある人の親亡きあと ～親あるあいだの準備～						
6月	相談援助の基本的な理解			調整中	実務者会議				
7月	テーマ別事例検討計画作成					連携会議			
8月	テーマ別事例検討計画作成				実務者会議		事業所訪問		
9月		公開事例検討会							
10月	面談講座①				実務者会議				
11月	面談講座②					連携会議			
12月	サービス担当者会議の基本的な技術				実務者会議				
1月	サービス担当者会議形式での事例検討		意志決定支援						
2月	サービス担当者会議形式での事例検討				実務者会議				
3月	振り返り								

令和元年度自立支援協議会スケジュール

平成31年4月22日現在

名称	回	日程	曜日	時間	会場
自立支援協議会	第1回	5月24日	金	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S5～6
地域生活支援部会	第1回	5月30日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
権利擁護部会	第1回	5月31日	金	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
こども部会	第1回	6月3日	月	午後1時30分～3時30分	健康センター第1会議室
相談支援部会	第1回	6月4日	火	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
本人部会	第1回	7月2日	火	午後2時00分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
権利擁護部会	第2回	7月19日	金	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
相談支援部会	第2回	7月31日	水	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
地域生活支援部会	第2回	8月22日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
自立支援協議会	第2回	8月29日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
こども部会	第2回	9月9日	月	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
合同部会	第1回	10月3日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2・3・4
自立支援協議会	第3回	10月10日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
こども部会	第3回	10月28日	月	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
権利擁護部会	第3回	10月31日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
本人部会	第2回	11月5日	火	午後2時00分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
相談支援部会	第3回	11月11日	月	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
地域生活支援部会	第3回	11月14日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
自立支援協議会	第4回	11月28日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
自立支援協議会	第5回	1月16日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
本人部会	第3回	1月21日	火	午後2時00分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
こども部会	第4回	1月27日	月	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
権利擁護部会	第4回	1月30日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
相談支援部会	第4回	2月6日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
地域生活支援部会	第4回	2月13日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3
合同部会	第2回	2月20日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2・3・4
自立支援協議会	第6回	2月27日	木	午後1時30分～3時30分	市役所4階会議室S2～3